

議会改革特別委員会会議録

[平成23年 7月 6日開催]

南あわじ市議会

議 会 改 革 特 別 委 員 会 会 議 録

日 時 平成23年 7月 6日
午前 9時00分 開会
午後 0時00分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（8名）

委 員	長	久 米 啓 右
副 委 員	長	熊 田 司
委 員	員	廣 内 孝 次
委 員	員	原 口 育 大
委 員	員	柏 木 剛
委 員	員	川 上 命
委 員	員	蛭 子 智 彦
議 長	長	森 上 祐 治
		阿 部 計 一

欠席委員

なし

事務局出席職員職氏名

事 務 局	長	高 川 欣 士
次	長	阿 閉 裕 美
課	長	垣 光 弘
書	記	船 本 有 美

II. 会議に付した事件

1. 議会基本条例の制定準備	3
2. 試行実施（賛否の公表）について	2 2
3. 試行実施（委員会のあり方）について	4 6
4. 視察について	4 7
5. その他	4 7

III. 会議録

議会改革特別委員会

平成23年 7月 6日(水)

(開会 午前 9時00分)

(閉会 午後 0時00分)

○久米啓右委員長 おはようございます。

昨日の夕方といいますか、7時台に和歌山の広川町で震度5強の地震がありました。この広川町というのは、以前広村といわれるところで、森上委員が資料コピーしていただいた「稲むらの火」という話のその村、そのものでございます。安政の地震のときに、稲に火をつけて、高台の田んぼの稲に火をつけて、沿岸の人がその火を見て、びっくりして上がってきて、津波の難を逃れたというお話です。それから100年後までに堤防を作って昭和の南海地震で大きな被害を免れたというお話の資料を森上委員にいただいて読んだところのまちが広川町、震度5強ということでありました。

南あわじ市も6月の一般質問で防災に対するいろんな質問等ございましたが、非常に切迫した問題であるということは改めて昨日感じた次第でございます。

座って説明させていただきたいと思います。

始めに、本日の予定ですけれども、サマータイムで9時から開始、3時間を目途に終了したいと思いますので、午前中で切り上げるということをお願いしたいと思います。

それではお手元の委員会次第に基づいて進めていきたいと思います。前回の予定しておりました、基本条例の制定準備のうち、先進地の議会基本条例の読み合わせというのをできていませんでしたので、これから始めたいと思います。

前回配付資料の会津若松市議会基本条例と松本市議会基本条例、本日おもちいただいたと思います。これについて、実際にお読みいただいた方もあるかと思いますが、一応委員会の中で読み合わせしながら確認したいと考えております。

読み合わせについてはどのように進めさせていただいたらよろしいでしょうか。

(「事務局に」と呼ぶ者あり)

事務局にという声があるのですが、よろしいでしょうか。

それでは事務局にお願いして、委員の方々はお手元の条例をおっていただくというかたちでお願いします。

それでは、会津若松市からお願いします。

議会事務局次長。

○議会事務局次長(阿閉裕美) それでは会津若松市の議会基本条例を朗読いたします。

平成12年4月に施行されたいわゆる地方分権一括法による機関委任事務の廃止によっ

て、地方自治体（以下「自治体」という。）は自らの責任において、自治体のすべての事務を決定することとなり、これらの事務に対して、議会の審議権、議決権、調査権、検査権が及ぶなど、その権限が強化された結果、議会の担うべき役割や責任も大きくなった。

このような中、地方議会を担う者が、その責務を果たしていくためには、二元代表制の趣旨を踏まえ、首長と相互の抑制と均衡を図りながら、自治体の自立に対応できる議会へと自らを改革していかなければならない。

この自己変革に当たっては、議事機関たる議会はまず、多様な市民の多様な意見を多様に代表できる、という合議機関としての特性を最大限に生かしていくために、これまで以上に公平・公正・透明な議会運営や開かれた議会づくりを推進し、情報の提供と共有化を図りながら、市民の積極的な参加を求めていくことが必要である。

他方で議会は、このような市民参加を礎として、市民との活発な意見交換を図り、そこで得られた意見を大切にしながら、議員同士が自由闊達な議論をたたかわせ、そのような中から、論点や課題を明らかにしたり、意見を集約していくことが必要である。そして、市民本位の立場をもって、より適切に政策を決定するとともに、その執行を監視し、さらには、政策提言や政策立案を積極的に行っていかなければならないのである。

このような認識のもと、会津若松市議会は、これまで連綿と続いている、活発な議論を重んじる伝統と個々を尊重しあう民主的な政治風土をしっかりと受け継ぎつつ、未来に向けた新たな価値の創造に向けて、不断の努力を重ねるとともに、市民の多様な意見を反映しうる合議体としての議会づくりを通じ、市民の負託にこたえていくことを決意するものである。

ここに、会津若松市議会及び構成員である議員が活動していくに当たって、最も根幹となる支柱として、また、そのよって立つ基盤として、この条例を制定する。

（目的）までいきましょうか。

○久米啓右委員長 長いので分担してもらって。

議会事務局課長。

○議会事務局課長（垣 光弘） はい。

（目的）

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確にこたえ、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（議会の活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。
- (3) 把握した市民の多様な意見をもとに政策提言、政策立案等の強化に努めること。
- (4) 市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。
- (5) 議会運営は、市民の傍聴の意欲が高まるよう、分かりやすい視点、方法等で行うこと。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんによって、市民全体の奉仕者、代表者としてふさわしい活動すること。
- (3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成するものとする。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。
- 3 会派は、政策決定、政策提言、政策立案等に際して、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催する。

(市民と議会との関係)

第5条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議、常任委員会のほか、すべての会議を原則公開とする。
- 3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条の2に規定する学識経験者等による専門的調査の活用並びに同法第109条第5項に規定する公聴会制度及び同条第6項に規定する参考人制度を活用して市民等の意見等を聴き、議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、市民の多様な意見を把握し、反映しうる合議体としての特色を最大限に生かし、市民参加の推進に努めるとともに、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。

(広報広聴委員会)

第6条 議会は、広報広聴機能の充実のため、議員で構成する広報広聴委員会を設置する。

(附属機関の設置)

第7条 議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

(議決責任等)

第8条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、議案等を議決し、自治体としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。

2 議会は、議会運営に関し、市民に対して説明する責務を有する。

(市長等との関係の基本原則)

第9条 議会審議における議員と市長その他の執行機関及びその補助職員（以下「市長等」という。）との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものとする。

(1) 本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行うものとする。

(2) 議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

(3) 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。

(4) 議会は、市長が提案する重要な政策については、議会審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、市長に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

(監視及び評価)

第10条 議会は、市長等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。

2 議会は、本会議における審議、議決等を通じて、市民に対して市長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

○議会事務局長（高川欣士） 次朗読します。

(政策立案、政策提案及び政策提言)

第11条 議会は、市の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、もって条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案を行うとともに、市長等に対し、政策提言を行う。

(議員間の討議による合意形成)

第12条 議会は、言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を中心に運営されなければならない。

2 議会は、本会議及び委員会において、議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。

(政策討論会)

第13条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催するものとする。

(常任委員会)

第14条 常任委員会は、議会における政策立案及び政策提案を積極的に行うものとする。

(議会による研修)

第15条 議会は、政策提言及び政策立案能力の向上を図るため、研修を実施する。

2 議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催するものとする。

(議員による研修及び調査研究)

第16条 議員は、政策提言及び政策立案能力の向上のため、研修及び調査研究に努めるものとする。

(議会図書室)

第17条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

(議会事務局)

第18条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法制機能の充実に努めるものとする。

(議員の政治倫理)

第19条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、会津若松市議会議員政治倫理条例（平成20年会津若松市条例第 号）を遵守し、品位の保持に努めなければならない。

(政務調査費)

第20条 会派の代表者は、会津若松市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年会津若松市条例第1号）第2条の規定により調査研究に資するために政務調査費の交付を受けたときは、会計帳簿、領収書等を整理し、その使途の透明性を確保するものとする。

2 会派の代表者は、政務調査費の収支報告書について、自ら説明責任を果たすよう努めるものとする。

(予算の確保)

第21条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

(継続的な検討)

第22条 この条例の施行後、議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 議会は、この条例を改正するに当たっては、議員全員が賛同する場合であっても、本

会議において改正の理由を説明しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上です。

○久米啓右委員長 どうもありがとうございます。

かなり読むのが大変なのですが、もう一つの条例は松本市議会基本条例です。構成をみますと、会津若松市のほうはいきなり目的から、前文から入っていますが、松本市議会は目次がありまして、その後前文となっております。構成については、同じような構成だと思うのですが、この目次があるかないかの違いがありますので、その辺も注目していただければと思います。

引き続きお願いできますか、目次の下の前文からお願いします。

議会事務局次長。

○議会事務局次長（阿閉裕美） そしたら松本市議会基本条例、目次の次、前文から朗読いたします。

前文

地方自治の進展を図るためには、市民と自治体との信頼関係、協働の精神が不可欠である。

市民の意思を把握し、行政に反映する市議会は、市民と身近に接した市民の代表機関であり、市の意思決定機関である。

二元代表制は、市議会と市長がともに市民の信託を受け、対等な関係のもとに相互の牽制と抑制を図りながら一定の均衡を保ち、市民の福祉の増進と市勢の発展に努める制度であり、この実現のために市議会が担う役割、果たすべき使命はますます重要となっている。

松本市議会(以下「議会」という。)は、先人が築いた歴史と伝統を重く受け継ぎ、これに安住することなく不断の改革に努め、市民の代表として創意工夫を重ね、行動する議会として、市民とともに地域の主体性を高めることを決意する。

よって、ここに、住民自治を推し進め、団体自治を確立する地方自治の本旨に則り、全力をもって市民の負託に応えるため、本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会に関する基本事項を定め、議会及び議員の役割、行動指針等を明らかにすることにより、市民の負託に応え、豊かな松本市の実現に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市民の代表機関として、次に掲げる原則に基づいて活動するものとする。

- (1) 政策決定並びに市長その他の執行機関の事務について監視及び評価機能を果たすこと。
- (2) 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策の立案及び提言を行うこと。
- (3) 市民への説明責任を果たすとともに、議会活動への市民参加を推進すること。
- (4) 市民の意見を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させること。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会を構成する一員として、次に掲げる原則に基づいて活動するものとする。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努め、市民の代表者としてふさわしい活動を行うこと。
- (3) 議会活動について、市民に対して説明責任を果たすこと。

(議会改革の推進)

第4条 議会は、議会の信頼性を高めるため、不断の改革に努めるものとする。

- 2 議会は、前項の改革に取り組むため、必要に応じて議員で構成する検討組織を設置するものとする。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を有する議員で構成し、政策立案、政策決定等に関し、合意形成に努めるものとする。

○議会事務局課長（垣 光弘） 次朗読します。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第6条 議会は、市民が議会活動に参加する機会の確保に努めなければならない。

- 2 議会は、議会における会議を原則公開とする。
- 3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する公聴会制度及び参考人制度を活用し、議会の審議に反映するよう努めるものとする。
- 4 議会は、市民に対し説明責任を果たすとともに、市民の意見を的確に把握するため、市民との意見交換の場を設けるものとする。

(情報公開及び広報広聴の充実)

第7条 議会は、議長が別に定める基準により、その有する情報を常時公開する。

2 議会は、インターネット、広報誌等の多様な媒体を用いて、情報を発信し、及び市民の意見の把握に努めるものとする。

3 議会は、議会の活動を広報するため、必要に応じて議会報告会を開催するものとする。

第4章 行政と議会の関係

(市長等との関係)

第8条 議会は、市長その他の執行機関及びその補助職員(以下「市長等」という。)と常に緊張ある関係を保持し、事務の執行の監視及び評価を行うものとする。

2 議会審議における議会と市長等との関係は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行うものとする。

(2) 議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して質問趣旨の確認等のため反問することができる。

(議会審議における論点情報の形成)

第9条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

(1) 政策の発生源

(2) 提案に至るまでの経緯

(3) 他の自治体の類似する政策との比較検討

(4) 市民参加の実施の有無とその内容

(5) 総合計画との整合性

(6) 財源措置

(7) 将来にわたるコスト計算

2 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。

3 議会は、当初予算について、予算編成の方針及び内容等について市長等から説明を受けるため、当初予算説明会を開催するものとする。

(政策立案及び政策提言)

第10条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、政策の立案及び提言を行うものとする。

第5章 議会運営

(議会運営)

第11条 議会は、議員相互間の議論を尊重し、公正、公平かつ効率的な議会運営に努めなければならない。

2 議会は、議長、副議長等を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない。
(委員会)

第12条 委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。

2 委員会は、地域住民に関わりが深く、かつ関心の高い事案については、必要に応じて当該地域において開催することができるものとする。

3 委員会の審査に当たっては、傍聴者に審査資料を貸与するものとする。

○議会事務局長（高川欣士） 続き朗読します。

第6章 議会の権能強化

(議会の機能の強化)

第13条 議会は、市政の執行に関する監視・評価機能並びに政策の立案及び提言に関する機能の強化を図るものとする。

(調査機関及び検討会等の設置)

第14条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、有識者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議員で構成する検討会等を設置することができる。

(研修及び調査研究)

第15条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修会等の開催に努めるものとする。

2 議員は、議会活動に資するため、積極的に研修及び調査研究に努めるものとする。

(交流及び連携の推進)

第16条 議会は、他の自治体の議会と政策及び議会運営等について意見交換するため、積極的に交流及び連携を図るものとする。

(議会事務局の体制整備)

第17条 議会は、議員の政策の形成及び立案能力の向上を図り、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化及び組織体制の整備を図るものとする。

第7章 政務調査費

(政務調査費)

第18条 松本市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年条例第1号)の規定により政務調査費の交付を受けた会派は、政務調査費の適正な執行に努めなければならない。

2 議会は、議長が別に定める基準により、政務調査費の収支報告書を公開する。

第8章 議員定数、政治倫理

(議員定数)

第19条 議員定数の改正に当たっては、市政の現状と課題及び将来の予測と展望等を十分に勘案するとともに、市民の意見を聴取するものとする。

2 議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題等を比較検討し、決定するものとする。

3 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、検討経過等を明らかにして、委員会又は議員から提出するものとする。

(政治倫理)

第20条 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

第9章 補則

(他の条例との関係)

第21条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

(検討)

第22条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

○久米啓右委員長 どうもありがとうございました。

2市の条例案を読み合わせしたわけですが、概ねよく似た条文もあれば、市独自の表現もあろうかと思えます。それぞれ各自治体で検討されて盛り込まれたと思うのですが、私のほうで感じたのですが、松本市は議員定数に関する事で書かれておりますし、議会報告会も開催するという表現がされておりましたが、会津若松市においてはその表現がなかったように思うのですが、それぞれの議会の取り組みの違いかと思えます。

それと前回の委員会の討議の中で合意形成ということで少し話が出ていましたが、どちらの条文にも合意形成に向けて努力するという表現が盛り込まれています。合意形成をするということではなく、務めるという表現になっていまして、以前の検討資料のなかでも伊賀市等の資料にありましたように、合意形成に努めるというのはこの条文にも入っていたように思います。必ず合意形成するというのではなく、原口委員の説明では務めるという表現で別にいいのではないかというようなこともありました。その辺もポイントとなります。

本日は読み合わせということで、各委員で2市の条例の確認ということでございます。

条文の案作成はもう少し先で作業に取りかかるのですが、ただ条例の理念というのをやはり最初に打ち出しておかないと、我々の作る条例も焦点がぼけてしまうということで、理念に関しては工程表では8月いっぱいかけて作っていくというふうになっております。それまでに他市との条例の比較、勉強をしたいと思っております。

次に、条文案を作っていく場合に班分けをするという提案をしているのですが、このことについて少し論議をいただきたいと思います。各委員の分担をして作っていくということについて、どのような方法でやっていくか。あるいは班分けは必要ではないかというご意見もあろうかと思いますが、その辺についてご意見を伺いたいと思います。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 先ほど8月中に理念の部分をまとめようという提案であったかと思うのですが、この条文というのは、議会基本条例は何を指すのかということによって内容が変わってくるだろうと思うんですね。ということは、条文案の分担という前に、理念の部分の議論が大事になるのかなど。これまで2年間、やってきたのですが、この委員会が何かずっと理念の入り口の部分で、右往左往といえは適切ではないと思うのですが、自主的な議論に入る前段階のことがいろいろと障害となっていておっしゃる通りですね、理念の部分の議論が十分できていない印象を私は持っているんです。工程表なり、パーツパーツの議論というのはなされてきていると思うのですが、パーツに入る以前の骨格的なコアの部分、これがやはり現状でもう一度確認しておくことが大事ではないのかなど。その為に今日は会津若松市と松本市の条文を勉強させていただいたのですが、そういう中心の部分が大事で、パーツの部分に行く前に、議論されてきたことを振り返ってみると、委員長報告などで見られている3つぐらいの目的が示されているわけですが、それに対して、部分部分が論理の飛躍があったり、欠落があったりしているような部分を感じているところがありまして、やはり少しもう一度原点に戻る、8月の議論というのが大事になってくるのではないかと。それを踏まえて、分担、班分けということにしていってはどうかと思います。

○久米啓右委員長 蛭子委員の前回の理念について、意見だされておりましたし、私もそれは重要なことだと思いますが、この点に関するご意見がある委員おられますか。

原口委員。

○原口育大委員 基本条例を作ることが最終目的かどうかということを議論したこともありまして、やっぱり形だけのものを作っても実行されなかったら意味がないということで、ずっときていたと理解しています。

今、新聞等をいろいろ見ていまして、実際に制定された数とか、必須条件を満たしているかどうかとか、実際に機能しているかどうかとかいうコメントがたまに出ると、かな

りのものが作ったけども、後で機能されていないという記事も見かけますので、南あわじ市議会としては、ぜひ実際に機能するしっかりしたものを作りたいというふうな思いで来ていたと思いますので、それに向かって進めて頂きたいと思います。そういう意味では委員会報告というか、まとめた段階で一通りこれまで検討したことについては報告させていただいたのですが、その中で即実行できるものとか、まだまだ協議がいるものというのを分けたと思うのですが、そのなかで、実績を積んで、あるいは去年の議会報告会のように試行的に実施するということも含めてやっていきながら、条文を最終的に作っていくということが必要かと思います。そのためには、先ほど蛭子委員が言われたように理念というか、根幹になる部分を洗い出して、それを共有したなかで、いろんなパーツパーツを今の南あわじ市の実情について検証をして拾い出していくと。それをしないと後で作ったけどもということになりかねないと思いますので、まずは検証を、今の状況の検証と、何からできるかということ。当然、並行的に理念を3つ4つの理念をきっちりと確認するということをしてですね、それで条文の部分に入っていくのがいいのかなと思います。

○久米啓右委員長 他、ご意見ある委員おられますか。

森上委員。

○森上祐治委員 私も議会改革の委員に途中から参加させていただきました。委員会の議論に参加するなかで、この原口前委員長がおっしゃっていたように、議会基本条例を作ることが直接の目的ではないと。最終的に作りたいいなと。よそのいろんな全国な動きを見ても、とにかく波に乗り遅れな、早く作らないといけないということで作ってね、いろんな東京を中心の大学とかいろんな機関が各議会の評価を調査して出していますよ。それを見ていたら、本当に議会が、本当にレベルが高いのかなと。クエスチョンなところでもですね、ランクが非常に高いと、何でかと。基本条例を作っているからということがあったんですね。それを見ながら我々も基本条例を作ることが目的ではないぞと。絵に描いた餅になっても何にも意味がないと。そういうことを我々議論してきた。その議論してきたなかで、蛭子委員もおっしゃったように、理念云々ということは議論が後に行くかもわからないけども、具体的に今の議会の現状を見たら、ここちょっと直したらいいやないかと、非常に具体的な議論がいろいろなされたということは、私も一緒に参加させていただいて大いに評価しています。現実問題、いくつかの点ではすでに改革途上で実行された面もありますし、それはそれで成果があったと南あわじ市の議会改革特別委員会是非常に地に着いた議論をしてきたなという私は自負心を委員の一員として持っています。

ただこの時点においては私、委員長が打ち出していますように、工程表に挙げていますように、基本条例を作っていく必要があると。もう十分我々作っても、地に着いた条例が作れるだろうと私は思っています。ただ手順としてね、先ほど蛭子委員がおっしゃったよ

うに条例の理念が大切であると。この2つを見てもはっきり言って、どっちがどっちと言いませんけども、かなりレベルに差がありますよ。というのが、全国的な動きでいろんな参考文献を見ながらわーっと作っていったなああと。ちょっと詳しいんやけども、実際に伴っているのかというような、一方ではありましたし、一方のほうは、我々議論してきた実際に問題にぶち当たったことをかなり具体的に載せているなという印象を持ちました。

だからかなり参考にできる資料だと思いますので、両面参考にできると思うので、いい資料を出して頂いたと思いますので、できたらさっき基本的には蛭子委員おっしゃったように基本理念をまず決めておいてパーツを決めていってはどうかという感じをします。基本的には決める場合、委員長の方で案を出して頂いて、それを叩き台にして作っていったらというように思います。

以上です。

○久米啓右委員長 他、意見のある委員おられますか。

それでは先に私のほうから条文案の分担ということでお話したのですが、これはもう少し後に寄せて、委員全員で基本となる理念について論議いただいて、柱となるものをまず作り上げるといいますか、条文の柱を確認したいというように思いますので、条文案についてはそれほど早急にやる必要はないということで、今回は協議することは避けたいと思います。

理念に関しては今、一つの条例案を読み合わせしたのですが、今森上委員言われましたように、委員長から何か案の提示ということもありましたので、そこまで用意しておりませんし、何か皆さん方から提案があればそちらのほうもお聞きしたいのですが、もしなければ次までに用意するということですが、何かございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この理念の中でどうしても触れておいていただきたい点は何点かあるのですが、地方議会、議会の役割とは何かということは必ずうたっていくべきだと思うんですね。議会とは何か、議会の役割とはなにかということですね。それに基づいて議会の在り方ですね。同じようなことになるのですが、議会の在り方。基本条例ですから、議会基本条例とは何かと。こういう3つの要素は必ず入れてほしいと。この議会基本条例とは何か。議会基本条例の目的は何か。それに基づく条文ということになるかと思います。その3つは漏らさずに入れておくべき。そういう論議で前文、理念の部分を作っていったらいいと思います。

○久米啓右委員長 蛭子委員から理念に盛り込んでいただきたい項目をご提示いただきましたが、他の委員さん何かそういう点から盛り込む内容というのですか、ございました

らお願いいたします。

原口委員。

○原口育大委員 前文の部分に理念を書くというのは必要だし、賛成です。

東京財団とかがよく指摘していた必須要項というのがあるわけですが、議会報告会、請願・陳情書の意見陳述、議員間の自由討議と。いうのが3つ挙げていまして、それが3つ載っていないと「エセ基本条例」と厳しい言い方をして、色分けしている財団の考え方であります。私はこれに別にこだわる必要はないと思っているのですが、ただ理念を考えたなかで、今度具体的にその実現するため、必要なものはなんぼかあると思うので、それは理念ではうたえませんが、理念とリンク、理念から派生してそれがないとやれらんのやというものについても議論していただいて、それを盛り込む条文までもっていくと。当然そうなると思うのですが、前段で条文の作成に入る前に、まず前文の理念をどう表現するか、あと本文ではこれとこれとこれは、その理念を実現するためには絶対必要だという共通認識までもったなかで条文作成のほうに入っていたきたいというふうに思います。

○久米啓右委員長 今言われた報告会とか、意見陳述、自由討議は条文のほうでは書くけども、前文では具体的はそういう表現はできないと思うので、それは別の表現という意味でいいんですかね。

原口委員。

○原口育大委員 当然条例のなかの必須条件としてあの財団は言っているのです。それが全部必要かどうかと言えば僕ちょっと異論があるので、そのとおりのやと思いませんけども、その議会の状況によって基本、例えば報告会を必ず開かなければならないとかいうのを僕はうたわないと、なかなか不精して開かないというようなこともあるのかなと。だから義務づけるみたいな意味でそういうものも必要かなと思いますけども、入れる必要のないようなことも当然あると思っていますので、さっき言いましたのは、条文のなかにそれが担保されているかということについて評価されているということなので、前文はそれではなしに理念ということでもとめるのがいいと思います。

○久米啓右委員長 分かりました。

他にご意見がありました。

柏木委員。

○柏木 剛委員 基本条例があつて、例えば今の説明会を開くとなったら、実施要項的

な話、こういうのはまた別紙で第1条何々、第2条何々、誰が出席して、どういうサイクルで開催してという、そういう実施要項みたいな話がついてこない、開きますとか務めますとかだけでは済まないと思う。実施要項的な話はこの中に入ってくる。どの辺まで考えて基本条例として考えるのか確認しておきたいのですが。

○久米啓右委員長　私の考えでは、条例案の文章とは別の要項になると思います。具体的な実施の手順ですから、条例とは別のものでいいと思うのですが、他の委員のご意見がありましたら。

森上委員。

○森上祐治委員　先ほど申し上げたように基本条例の前文を作るという、これは非常に大事なことであると思うので。前文というのは飾りものではもちろんないわけですね。日本国憲法の前文というのは、非常に高く国際的にも評価されています。日本国憲法の理念を凝縮した。

私は個人的な案として、前の原口委員長は非常に情熱的に改革委員会を引っ張っていただいたと感謝しているのですが、今回新しい久米委員長も非常に情熱的にやろうとされていると。だからその、まず第一発目としてですね、先ほども申し上げたように、委員長が叩き台を、案を作って出して貰いたい。そのときには、条件としては、今回2つの基本条例の前文、今まで視察に行ったもの見ても、まず基本的に長さを感じるんです。非常に丁寧に書いてあるところと、コンパクトに分かりやすい。コンパクトの分のほうがだいたい分かり安いんですね。だからその辺、できるだけ長くならないように。しかも格調高いような内容、理念を述べるように努力していただきたい。希望でございます。

○久米啓右委員長　分かりました。

私の思いというのがあるのですが、それも少し述べさせていただくのですが、蛭子委員言われた議会の役割、あるいは在り方、基本条例とは、というのですけども、議会改革とは何かというのも考えていただきたいと思います。本当に今の議会に改革が必要なのか、このままではいいのではないか、いやそうではないと、市民の目線ということ、あるいは今の行政、議会に対する市民の意識というのも考慮した文書も必要ではないかということもありますので、案として、それを提示させていただいて議論いただきたいと思います。

議長。

○議長（阿部計一）　先ほど他市のそういう事務局は朗読されたんですが、ほとんどは議員としてね、常識的なことを書いてあると。私思うには委員長言われたように議会とは何か、一番必要なことはこれは議員必携でも地方自治法でもきっちりとうたわれているよ

うに、議員のあるべき姿ということは議会改革の一番大事なことやと思う。

私も南淡町的时候には、議会のこういうのはなかったですが、なんかね、こういうことを言ったら語弊があるけども、議会改革をやっていくというのは大事ですが、何も議員がこういうふうに卑屈になってね、他所がやっているからこういうふうにやらないといけなとかね、議員が自ら議員の活動を自分で自分の首を絞めるような、倫理を含めてもですが、そういうこと。それとやはり南あわじ市は南あわじ市独自の改革をやっていったらいいんであってね、それを広げてこっちの市、あそこの市というようなかたちでやっている、焦点がぼけると。理念が冒頭にもっていきというのは正解だと思うのですが、私は南あわじ市の一番肝心なのは、議員のあるべき姿がね、いびつになっていると。その辺を、第一、議会改革自体がね、何か右往左往というか、出たり入ったりというようなかたち、今ようやくまとまっていきよるけども。やっぱり議員のあるべき姿というのが一番大事ではないかと。基本的なことをね、何か忘れてるような気がします。

○久米啓右委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 理念、理想というのは議員必携にも十分書かれていると思うんです。それからこれまでも研修の中で定数を考えるときも研修会をやりました。それで指摘されているのは、本来果たすべき役割が議会として出来ているかどうか、自分らでもっと点検をしたうえで、定数を考えないといけないのではないかとという提案であったと受け止めておるのですが、そういう議員必携、あるいはこれまでの地方議会とはなんぞやというところの理論的な整理されているものに対して、理論と実際の議会の現実、この乖離というのか、離れた部分、それを議会の現状に近づけようとする改革なのか、あるいは議員必携やこれまでいろんな理念、理想とされているものに近づけようとする改革なのかという問題意識を私は持っているのですけども。阿部議長おっしゃられたようないびつという表現だったのですが、そのあたりの議論が理念の問題では焦点になってくるのではないかと考えております。

○久米啓右委員長 これ以上の論議は理念についての協議という時間で進めたいと思います。

暫時休憩したいと思います。

再開は10時10分とします。

(休憩 午前10時00分)

(再開 午前10時10分)

○久米啓右委員長 それでは再開します。
 柏木委員。

○柏木 剛委員 なんとなく基本条例がゴールというような感じで話をしているのですがね、確かに基本条例というのは市として定めないといけないのは、僕はそんな時代だと思うんですがね。ただ理念とか、例えばよくある国家の理念の話ではね、アメリカは世界の警察官とか、こんなことだけ話をしてもね、戦略とかいろいろあるんですがね、私は改革委員会としてはね、こういう理念的な話、心豊かな市民のためとか、そんな話を作って議会はどうだとあるべき論を書いてもね、何かそれだけを書くことが何も成果にならないと思うんですよ。やっぱりやる以上は、具体的な委員会の在り方とか、こう改革するとか、そんなことを議論して、条例をどう反映するかは別としてもね、もっと広く意見を聞くんだったら、広く意見を聞くだけの戦略、戦術的な話をね、これは要項かと思うんですよ。だからそこまでやらないと、これだけを作る委員会だたらね、あんまり意味がないような。素朴に思うんですがね。その辺がどんなプロセスになっているのか、その辺がしっくりきていないのんですがね。

○久米啓右委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それは示されていると思うんですが。工程表を見れば、おっしゃっていた中身は、順々に、まず基本の骨格があって、仕上げに向かって進むという工程表になっていると思いますけども。

○久米啓右委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 検討課題というのがあるんですが、何個か検討を要するというのが、丸がたくさんありますけども、この辺のところ、市民との連携とか、常任委員会、特別委員会の在り方とか、この辺の検討を要するというのはどの辺でつぶしていくんですか。検討していくんですか。スケジュール的には。

○久米啓右委員長 私のほうから、考え方なり、工程表をもう一度確認したいのですが、議論検討しなければならない項目は分かっています。それについては前回も申し上げましたとおり、試行実施の分はやる状況にありますが、それ以外のものについては、条文案作成時点である程度議論されなければ条文化できないということです。

 ただ9月試行実施まで2か月しかない段階ですべて検討するというのは無理な工程であ

るということも前回言われましたので、それは9月以降の委員会のなかでやっていけるものと思います。そういう認識。

柏木委員。

○柏木 剛委員 いろいろ政策立案能力とか、提言とか、あるいは公開とか、市民との連携とか、たくさんあるんですよ。そういうのがベースになって、きれいな言葉になってくると思うんです。条例の中ではね、努めるとか、話になってくると思うんですけどね。そういった議論はこの辺の中に、具体的にはどの辺に入っているのですか。11月、12月、1月あたりですか。

○久米啓右委員長 それは試行実施等の進捗に合わせてやっていければと。それは工程表の中に織り込んでいけると思うので、一つ一つの項目をいつ頃ということまで織り込めたら理想なんですけど、それは状況を見ながらやっていけると考えています。

柏木委員。

○柏木 剛委員 そういう意味で言ったのはね、条例を作るだけでなく、ある程度要項とかね、そういったものが附則というか、そういうものを作ったらね、作るプロダクトを見いだしていくのがこの委員会じゃないかと思うんですよ。条例だけをぱっと作ってね。もちろん議論した過程はあるにしても、何かプロダクトを出すような、なんかそういうことがあって、そして初めて具体的なイメージが浮かんでくると思うんですよ。条文だけだとね、精神論、心構え、あるべき論だけで伝えても大してどれだけ役に立つのか。南あわじ市議会にとってね。私はそう思います。

○久米啓右委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 一足飛びな考え方をせずに大まかなところから入って行って、だんだん充実していったらどうですか。一旦条例を作って、いろいろ議会報告会等いろいろやっていったなかで、やはりこの基本条例に関して、もうちょっと工夫したらいいなというところがあればその都度改定していっても、そういうふうな考えでいったらいいと思うんですわ。おそらくいろいろな問題があるんだけど、一歩でも前進すれば議会改革としては正解ではないかと僕は思います。

○久米啓右委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 民間企業だけではないかと思うのですが、モノを作るというときに、

どんなものを作るかというところから始まると思うのですが、理念というのは目的であったり、どんなものを作るかという議論なしに、何か部分のものができるとはならないと思うんですね。どんなものを作るかという議論をまずやって、そして廣内委員がおっしゃったみたいに、だんだん仕上げていくと。大まかなことから始めてだんだん仕上げていくと。柏木委員おっしゃっていたような要項も、実際にやっていくためのマニュアルをどう作るのかという具体的な、具体論になるのかなというふうに理解するのですが。そういう方向で動き出しているのではないかと。誰が委員になるかとか、そんな非生産的な議論ではなくて、大きな方向性を示しながら行っていると思うので、この方向で進めていただければと思います。

○久米啓右委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 廣内委員言われるのは説得力がある話でそれでいいと思うんです。ただその辺がスケジュールの中でもね、来年5月に向けてのところは、その辺のところの成果物なしもいくのかなと、それはおいおいやっていけばいいというか、そういう方向であればそれはそれでいいと思うんですがね。一つ心構えとか、あるべき論だけをきちんと整理しようかということで、それを第一ステップでそれはそれでいいと思うのですが。何かそれだけではという気持ちが心に残るのですが、それは引き続きやるというそのスタンスでぜひ進めて貰ってと思います。

○久米啓右委員長 原口委員。

○原口育大委員 基本条例はやはり理念があって、本当に基本的な部分をあんまり身の丈にあったというと語弊があると思うのですが、まず作るべきだと思います。であれば、例えば議会報告会を開催するという1条だけとっても試行してみているいろいろ要項等を変えていくという作業を随時行っていくということになると思うので、まずざくっとしたというか、理念に沿った、大きな項目というのを作っていくんだと。詳細な部分は施行してみたり、いろいろやっていくなかで要項のなかで固めていくということになると思います。例えば会津若松の場合はかなり熟成していると思っています。栗山もそうだったと思うのですが、かなりの試行というか、実績を積んだうえで、条文として作っているの、細かい部分までうたってもそれが担保できていると思うのですが、ただうちの場合は仮に会津若松みたいなものまで二十何条作ってしまうと、逆に今度動けなくなってしまうと思うので、十四、五条でもいいのかなと。本当に包括的な条文にしておいて、詰まるところは最終案のなかでは詰めていくというふうにしたらなというふうに思います。特に会津若松は市議会旬報だったかな、2回ほど、5月15日と25日だったかな、議会の政策形

成ということで2回シリーズで載っていますけども、あれに詳しく書いてありますように、かなり出来上がっていますので、そこを今回参考にしますけども、そっくり取り入れるというのはまずうちの状況からしたら難しいと思います。ええところは理念として頂戴して、うちでは何ができるのかというところを並行的に詰めていって、最終条文できるころは要項もある程度それぞれができているというふうになるといいかなと思います。

○久米啓右委員長　ご意見いただいたように枠組みづくりよりもとにかく前に進もうということでの取り組みかと思います。その辺の中でご意見ありましたら聞かせていただきたいと思います。

それでは次第の第2、試行実施部分、賛否の公表についての①。賛否の確認方法、前回6月29日の確認ということで、2枚目に皆さんからのご意見を箇条書きしたものがあります。その項目2つ目、確認方法というところですが、これについては前回の委員会ではほぼ形が決まっています。確認については4つ目の項目にあります、確認は議場で事務局職員が行うというのが原則です。その次の項目の広報掲載時に各議員に相違のないかの確認を実施するというので、間違いのない掲載をしたいということです。

広報掲載の責任は、実質は議長が総責任者ですが、広報委員長のほうで編集するにあたり、広報委員会が開催されると思うのですが、そこでの確認をお願いできるかどうかということで、今委員長がおられるので。

柏木委員。

○柏木 剛委員　これは確認方法を試行するというので、広報に載せるということも試行するんですか。

○久米啓右委員長　はい、そうです。

柏木委員。

○柏木 剛委員　私認識が違っていました。じゃあ、9月議会の議案について、賛否公表を9月議会だよりに載せるということまで含んで。

○久米啓右委員長　11月1日発行予定と思うのですが。

柏木委員。

○柏木 剛委員　それはちょっと、どうなんだろうかな。

確認方法でいろいろ技術的な問題があるので試行しようって話だったと思うのですがね。載せるということは、それは皆さん、そんなスタンスでおられますか。私はそう思っていな

かったんですよ。

○久米啓右委員長 5月11日に発表したときに私も載せたいという私の意見を申し上げさせていただいたんです。

それで29日についても、この工程表の説明のなかでも明示させていただきましたので、やはり広報に載せるという段階まで実施しての対応の公表ということなので、そういう線に進んでいると思います。よろしいでしょうか。試行です。今回だけです。条例ができていませんので。

廣内委員。

○廣内孝次委員 賛否表を公開ということでやられている市も多いと思うのですが、市民がいったいこれ、毎回同じような、きっとね、同じようなパターンで出てくるものに市民がそんなに興味を示すか。この人賛成した反対した。またちょっとそこらの考え方がちょっと違うんじゃないかなという気がするんですが。市民がもっと本当に知りたいようなことを広報はもっと載せる方がいいのではないかと。おそらく黒丸白丸でなっていますけども、毎回同じようなパターンで出てくる。最初は見るけども、やがては全く見なくなる。そういう恐れがあるんじゃないか思うんですけども。僕は賛成、反対別にはないんですが、広報紙という性質柄で考えればどうかなという気がします。

○久米啓右委員長 その点については、対応の公表のところ、もう少し協議を継続するということになっていますが、その確認方法の手続きの手法だけについてちょっとお話を進めたいと思います。

柏木委員。

○柏木 剛委員 それだったら広報委員会の中で原稿が出てきた段階で、その前段階で個々で確認するというのは大丈夫だと思います。

○久米啓右委員長 問題ないですか。

それと、もう一つ問題が発生する場合があります。稀と思うのですが、議場での職員の確認と広報掲載時の確認で相違が発生するという場合があります。この辺について、事務局のほうから前に調査したときのものがありましたので。

議会事務局次長。

○議会事務局次長（阿閉裕美） 確認方法ですが、前に打ち合わせしたように、事務局が議場で確認するということになります。その後なんです、後の扱いにしまして、事務

局で確認した表を作りますので、これは広報に載せるということで広報委員会の編集の部分になってくるかと思しますので、広報委員さんにも各議員に確認をとっていただいて、もしちょっとその議員さんと事務局でとった結果が合わない場合、インターネットで中継しています、それを録画しておりますので、その部分をちょっとゆっくり遅らせるなり、一旦止めて、どうかというのを異論のある議員さんと広報委員さんと事務局なりで確認して最終決定をするというような運びにさせていただければいいのかなと思います。すべて事務局に議員さんとの確認を事務局にというのは、ちょっと事務局としても負担になってきますので、その辺は広報委員さんなり、議員さんにも入っていただいた中で相違がある場合は最終確認をしていただくというふうな方法をとっていただければと思っております。

○久米啓右委員長 原口委員。

○原口育大委員 まず確認については議場での確認というのはしっかりと立ちって貰うというのも大事ですが、それを事務局でまず確認してもらおうと。それについては本人にできるだけ速やかにチェックをしてもらうべきだろうと思います。編集のいつの段階というのではなくて、記憶の鮮明なうちに本人の確認をとるとというのがまず要るのかなあと。あと技術的な課題として前の時に若干出ていたように思うのですが、どうしても載せるのが嫌だという議員がおった場合にそれに対処できるのかどうかというのが一点と、あと広報に公開方法というのはインターネットで出すとか、議事録に載せるのかどうかとか、広報紙に載せるとかいろんな方法があるので、どこまでを公開ということで規定するのかと。例えば編集の紙面の都合等で参考に出してもらっているやつも表現の方法いろいろあるわけですし、全会一致の分は載せないということも可能だと思いますし、編集という作業のなかで、そこに裁量権があるのかどうか、必ず全部載せなければならないというふうなことになるのか、その辺のところを詰めておく必要があるのではないかと。本人が絶対嫌だと言った場合にどういうふうなことがあるのか、できるのか。それと広報編集上の問題点を確認できたらと思います。

○久米啓右委員長 森上委員。

○森上祐治委員 先ほど広報委員長のほうが9月議会の結果をその後の議会広報に載せるという、広報委員会ではそんな考えは持っておっしゃっていましたが、委員長はそんなふうに載せるというふうな意見を述べられたんですが、私もこの委員として、前の改革委員会の報告、前委員長がされたのでは公表については今回やらないというような報告をされていたと記憶しているのですが。今問題になっているような確実性が低いという観点からね。

もう一つは廣内委員がおっしゃっていたような考え方、基本的に賛成なんです。議会広報の紙面は限られていると。我々、かつて編集に携わった人間として、できるだけいろんな観点で、市民の方に議会の生々しい動きを情報提供せんかいなど、いろんなたくさん写真を載せたりね、いろんな工夫をしてきたんですね。この表はだいたい同じパターンでいくと思いますわ。これだったらこれが誰が賛成反対云々というのも必要やけども、もっと大事なのは議会として執行部からの案に対して議会の意思はなんやろうと。これが議会制民主主義のルールですよ。一人ひとりの議員がどういう賛否をしたかというのも、これは知らせる必要があると思うんですが、これはインターネットなどいろんな方法があると思いますわ。一番、市民が手にしやすい議会だよりについては、もっと生き生きとしたいろんな動きのある情報を提供すべきであるというような、広報委員会のかつての考え方だったように思うんですがね。その辺、もっと今後議論していただければと思います。

○久米啓右委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 先ほど賛否表の確認の件でいろいろ話がありましたけども、私思いますけども、広報としての権限、要するに、もしこれで確認、僕の考えでいけばおそらく、本人確認ぐらいでいいんじゃないかと。後は広報の権限ということで、間違いがあっても広報に文句はいわないと。広報としては皆一生懸命時間をかけて記事を作っているんやし、前回のね、いろいろ揉めたことがあるんですが、やはりおかしいと思う。やはり広報委員会は皆から任されてやっている会ですので、広報委員、広報紙をやっていくなかで、広報紙の編集にあたっての間違いとか、これは責任をあまり追及しないという前提で考えれば、本人確認ぐらいで、ある程度見て確認と本人確認ぐらいでいって、後は広報の権限で黒丸白丸ではっきりして、間違いがあっても議員は文句が言わないという前提でいけば、案外と事務局の負担も少なくていけるのではないかと思いますので。

今回の議会改革委員会でも広報の立場を載せたらどうかなという考えもあります。やはり時間をかけて、皆一生懸命やって記事を作っておりますので、それに対して議員の中から文句云々という話。一般市民からおかしいという話があれば、いろいろ考えないといけないのですが、やはり皆から任されてやっている以上はあまりその点に関しては間違いがあってもあまり大きな問題にしないという、そういう担保が必要だと思います。だから確認に関してはこれでいいんじゃないかと思います。

○久米啓右委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今の話は広報委員会で十分議論してもらって、確認してもらったらい

いと思うのですが、議案に対する態度公表というのは基本的な議会情報、議員情報。これは欠かすことができない情報だと思っています。そこに結果に対して、もう少し言えば、反対賛成、賛成なら賛成なんです、それぞれの間反対の理由というのは広報としては出して貰えないというようなかっこになっているわけですが、生々しいリアルなことを伝えるということからしたら、少なくとも議案に対する態度というのは基本的な情報であって、欠かすことができない情報だと理解していますので、できるだけリアルに生々しく出していくということが、市民にとっては関心の高いことだと思っています。

○久米啓右委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 載せるかどうかというのは、私は思っていなかったんです。載せるつもりまでは前回の話のなかではね思っていなくて、技術的な確認、賛否の公表を確実にしたいという話だと思ったので、公表を広報に載せるとなったらね、少なくともこの委員会のなかでね、載せようという意思がはっきり統一された。それが確認できて始めて、ほかの議員さんにも話が出る話であってね。載せるよということはね。一方的に黙って載せるよという話は、それは許される話ではないと思うので。少なくともこの委員会としてはね、載せるんだということを一歩化したようなかっこで、統一意見があればその方向で、また議員協議会のなかでこの話をすればいいと思うのですが。少なくともまだこの話がここで統一されていないように思うんですがね。その辺、委員長、統一されているという認識でいっているのですか。

○久米啓右委員長 川上委員。

○川上 命委員 廣内委員が今、広報委員長の責任においてというけども、発行責任者が議長だ。議長そのものが全責任を負わないといけない。全議員の広報やさかいな。そのなかで、間違いがあったら大変なこと。今まで一度あった。私的に文書を書いた問題があったわけ。やっぱりそれは議長としての責任において広報全体のなかで、そういったものはっきり検閲するとか、確認するとかしなかったら、やっぱり反論するよやけど、間違い合っと言わないというけども、間違いというのはかなり大きな問題になってくるから、世間に知らせるんやから。賛否でも。この人はなんで反対しているんでと、常に言っていることと違うやなということになったときに、これを打ち消すことがなかったら、新聞だったら日刊紙でも全部、訂正でお詫びの文書を入れている。これは一回出したら大変なことになるから、議長が責任者というなかにおいて、広報の確認において、責任において、文句を言わないというのは問題点が出てくるのではないかと思うのですが。

どうです、事務局。

○久米啓右委員長　　少しそれはまた議論が必要ですが、今、協議いただいておりますのは、テクニカルな部分で確認させていただいて、それはそれで議論集結というかたちでよろしいか。事務局で議場で確認し、最終掲載は広報委員会で。責任の問題については別の問題で。

そしたら広報に載せる担保されるべきものはどこまで追及するかと。

事務局から意見を聞きたいと思います。

議会事務局次長。

○議会事務局次長（阿閉裕美）　　確認のことで、もう一度お答えさせていただきます。

まず議場で事務局が確認をする。その一覧表的なものを作って広報委員会にお渡しします。広報委員さん方が本人さんにこれでいいかということを確認していただきます。

もし事務局の確認と本人の思いが違う場合、上でインターネット高いところから撮影していますので、全ての議員さん映っています。ですからそれをゆっくりするなり止めるなりして、議長が最終発行責任者ですので、議長と表決をした議員さんと広報委員さんと事務局も入りまして確認をもう一度きっちり画面で確認していただき、最終決定していただくのが皆さん納得のなかで決定していただくのがいいのかなと事務局では考えております。

○久米啓右委員長　　森上委員。

○森上祐治委員　　そない確認どうこう。一番確実なのはね、本人に言ってもらうのが確実なんや。ということはさっき川上前議長が議長が責任を持って広報を出しているんだからね、だから議長名でも広報委員長でも議長を委託を受けて広報委員長でもいいと思うんですが、議会が終わったら、全部一覧表、議決についてですね、表を作っておいて、この案について賛成反対、記名でね、各議員にアンケート調査を出したらええ。やっくださいよと。賛成やったら丸、反対やったらこっち丸としてくださいよと。本人で納得しているんだから一番堅いわな。いちいちそんな事務局が上から見て、本人を、同意を得といたらなんじゃ問題ない。

○久米啓右委員長　　議会事務局次長。

○議会事務局次長（阿閉裕美）　　先ほど言いました事務局で確認するというのは前回の委員会で、事務局で確認してという話になったので、その前段がありますので、それならば最終こういうふうな最終確認をしていただくようお願いしたいというように申し上げます。

ました。

○久米啓右委員長 技術的なことに関しては事務局が説明してくれたとおりに進めるということで同意いただいたんです。

ただ責任問題については別の問題ですので、それは対応の公表の中でも一緒に議論していきたいと思います。

それでは確認方法については、先ほど事務局が説明したとおりにします。

それと各議員の同意についてという項目ですが、その辺が、先ほども出ておったと思うので、皆さんに同意いただけるか、または賛否が一人ひとり必要なのかについて、3つ目の項目で、前回で出た意見を挙げております。対応公表については議論いただきたいので、読んでみますと、議案の採決の基本は賛成多数で可決、議員個人の賛否確認は規則上では不要。公表のメリットとデメリットの確認が必要ということですね。市民目線に立った見方。報告のとおり進める。これは前委員長の報告です。報告のとおり進める。出席議員の賛否以外に棄権、議場からの退場、欠席、除籍その他の対応も公表すべきであるという意見。全議案に対して公表するのか。全会一致の場合は省略する自治体もあるということです。ここに基本は賛成多数で議決できるというのが地方自治法の考えなんです、一歩踏み込んだところで議会基本条例の理念の一つにも入ってくるかと思うのですが、開かれた議員という考え方からすると、対応の公表も必要ではないかということが、これまで議論されており、前委員長の報告では、これを読んでみますと、賛否の公表には正確さが必須条件である。それが担保されていない状況では議会だより等では公表しないこととなったが、公表すべきであるという少数意見もあり、引き続き公表に向けて検討されたいということです。これを受けて、第1回の5月12日の委員会で私のほうからは3つ私の考えを述べております。来年の6月に議会基本条例を上程したい。それと対応の公表については試行して、11月の広報に掲載したい。第3は議員間討議の実施等、委員会の在り方について、できれば9月議会で行いたい。3つ提案させていただいて、それについてご意見いただいて、それについて異論がないと判断させていただいて、6月29日に工程表の提示をさせていただきました。これの説明について若干の修正はありましたが、概ねこの工程表どおり進めようと賛同いただきましたので、それに沿って進めさせていただくというのが今の現状ではないかと思っておりますが、認識の違いもあるかと思うのですが、もし何かありましたら少し違うんではないかというご意見があれば承ります。

原口委員。

○原口育大委員 まず広報については、私前任として報告したように、正確性が担保されれば公表すべきであるというふうに思っております。ただ議会だよりでの扱いについては、先ほどちょっといいましたように、紙面の編集とかいろいろあると思うので、必ず全

部をそこで公表しないとイケないのか。あるいは編集との絡みで効率的な方法で公表したらいいのではないかと思います。

もう一点は、絶対に嫌やといった人をどうするかということのを投げかけたので、それも公表に向けて規則というか、合意とか、どういう手続きがいるのかということも確認いただいて、11月試行に向けて、私も賛成ですので、してほしいと思います。

公表に向けては前回、若干広報に載せたことでトラブルしましたが、あくまでも公表すべきであると基本は思っています。ただそれを全部広報に載せるかどうかということは、先ほど言いましたように、公表の仕方はいろいろあると思いますので、そこもちょっと協議していただければありがたいかなと。でないと編集上でいろいろ制約されてくるというのも問題があると思います。

○久米啓右委員長 公表に関しては試行実施でございますので、各議員の同意を得ておかなければできないという考え方です。

ただ条例ができてそういう公表するという条例が可決されればいちいち同意は求めなくても条例に沿ってやっていけばいいのですが、今回は試行、試しにやるということですから、十分皆さんに説明も必要ですし、この委員会での議論も必要だと思いますので、その辺について皆様方のご意見を伺いたいと思います。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 先ほどおっしゃっていたように、同意をとるという手続きがいます。全会一致を載せないということやると、議案に対して市民の誤解が生まれるのではないかと。議決された議案はやはり紹介しておかないと、つじつまが合わないような話が出てきても弱るかなと思いますので、基本は試行段階から、全会一致であろうがなかろうが、それは全議案に対して態度公表というのが基本ではないかと思います。

○久米啓右委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 委員長の認識と私の認識がずれていて申し訳ないのですが、試行のは公表も含んでいるということだったんですね。それはそれでいいんです。ただしこの会議で一致してその方向であるということさえ確認できれば。私は基本的には公表はすべきであると、私は自分の意見としてはそう思っています。蛭子委員言われたように全議案について全議員がフルネームで入っていて、○か×かということのをきっちり出すというのは、これは当然その方向であると思いますので、私は個人的には賛成ですけども、ただ委員会としては本当にそれが一致しているのかというのは、私は非常に不安に思うところがあるので、それがなかったらまして議員協議会で言えないだろうと思うんですよ。それがずっ

と心配です。

○久米啓右委員長 現状では、まだこの委員会では意見統一できていないというのが現実です。だから皆様方に意見議論いただいて、大まかな方向性を探りたいという考えです。
原口委員。

○原口育大委員 ぜひ11月試行で、試行なんで全部載せるんだったら全部載せたほうがいいと思います。試行ですから。今、政務調査費を公表していますが、インターネットで公表する内容と広報に載せる内容は違うと思うんです。詳細を載せるというと、紙面の都合が出てきますので、やはり僕はインターネットにでも、議決の結果というを、態度の公表というのも、項目として載せると、私は思っています。載せるのはかなり詳しいことまで載せることまでできるのではないかと。広報の紙面ということは、編集のことを考えるとちょっと差があってもいいんじゃないかという思いで言ったわけで、公表については当然すべきだと思っています。

○久米啓右委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 ちょっと話がそれるかとも思うのですが、この議会だよりというのは情報紙ですか、それとも広報紙ですかという、そこらで考え方がだいぶ違ってくるんよね。だから議会として、どのような形態でいくのかもおそらく広報のほうでももう一遍検討しないといけないと思うんよね。完全な情報紙でいくんなら間違いがあったらいいかん。でも普通見やすいような勘定で広報紙という考え方でいけば、多少の間違いがあっても次の号で訂正するば許されると。そこらを広報のほうで、ちょっと。これは話が違うんですがね。またよろしくお願いします。

○久米啓右委員長 原口委員。

○原口育大委員 広報というのはどうしても紙面に限られる。例えば一般質問でも500字。ごっついどこまで正確に書けるかといえば、書けないわけです。やっぱりそこを間違いというわけにもいかないし、委員長、そんな間違いがあってもと言われたら困るんですが、やっぱりあくまでも責任は議長が持っているし、編集の立場でも正確なものを出しているんだと、というのは外せないですよ。ただ要約したことによって、真意が伝わっていないということは往々してあると。それについて責任というのはないけども、やっぱり多少間違っているともというのはあり得ない話だと思います。

○久米啓右委員長 必ず議員協議会で議会改革特別委員会の意思としては9月議会の公表をやりたい。試験的にやりたいという意思を発表していきたいと。そのときに皆様方も委員会として意見を一致で試行をやりたいという認識でおっていただくというのが基本となります。まず同意が貰えるかどうかについては、ここでなんぼ議論しても答ができませんので、おそらく議員協議会で紛糾するかどうか分かりませんが、説明していこうと考えています。

柏木委員。

○柏木 剛委員 そのときね、意思是統一されたと。そのとき本当に広報に載せるのか、原口委員言われたインターネットに留めておけばいいのではないかとという2つの方法があると思うんですね。方法としては、そこは一つ広報紙に出すんだというまで、合意ができたと考えるのか。

○久米啓右委員長 基本的な考えはすでに述べておりますように、広報紙で掲載していただいて、議会報告会を開催したときにそれを持ってきて貰うという、前年開催したときと同じように、市民に見て貰うのを、そこでも見て貰うのが今回の試行の到達点です。

森上委員。

○森上祐治委員 試行というのはどうかなと、私は思いますよ。一旦始めたら、一遍だけ載せてね、ちょっと評判悪かったらやめるというのはそんなんやめときませんか。

だいたい議論出て、まとめというのはこの公表することについては、今の世の中の流れで、市民にいろんな情報を提供する必要があると。だから公表というのは議会改革のほうも基本的にそれでいこうと。ただ公表の仕方については、インターネットで、スペース関係ないですからね。一人ひとりの動きについては公表したらいいと。スペースの限られている広報紙については、その辺は、この前の重要案件については出すというようなね、そういう弾力的な配慮をしていく必要があるのではないかと。常にこういうことで、私はこれは芸がない、紙面が勿体ないと思う、はっきり言ったら。だから公表が必要だと。そういうことでまとめていただくんだったら私も賛成なんやけどね。

○久米啓右委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だからそこら辺は価値観の違いなので、やり方やら、どうするのかというのは、それぞれ議員の思いがあるので、議員協議会なりかけて一致する点でやればいいと思います。

またそういうことでそれぞれ方向性としたら公表するというので、内容についての議

論は議員協議会で議員個々の意見を聞きながら、最終まとめをします。それぞれの発言についてはそれぞれの議員が責任を持ってやるということではないでしょうか。

○久米啓右委員長 原口委員。

○原口育大委員 あくまでも試行しようとしていっているので、試行というのは今、誤解があったけども、公表というのは前回、全委員認識されたのではないかと。ただ方法について、9月議会をぜんぶのものを一旦載せるんやというのを私は試行というふうに受け止めました。それでやってみて、それでは煩雑やかといういろいろと意見があれば、ある程度絞り込むところの編集で、僕は編集のところに権限を持たすべきだと意見を持っていますけども、それも含めてあくまで11月は委員会としては議員協議会のなかで、公表する方向では統一されました。その中で方法については、こういうふうなインターネットであったり、広報であるというのがあると。広報については11月試行については全部出すんだというような方向で一応合意を得ました。それでやりますよ。それでまた検証しますよというぐらいのことで、委員長の見解で持っていただければ、あと私も委員としてフォローしやすいという気がしているのですけども。

○久米啓右委員長 熊田副委員長。

○熊田 司副委員長 話は違う方向に進むかもしれませんが、また議会報告会をやりたいと、そのときに11月の広報紙を持ってきて貰いたいということになりますと、そこに態度を明確にした情報が載っていますが、議会報告会では議会としての流れを説明するので、前回みたいに議員一人ひとりの立場について説明してくれと言われても、それは説明できないとか、そういう点も考えていなければ、きちんとした態度が出てくると、逆にそればかりが、質疑の応答に。前回ほどね、記名投票するような内容はないと思うので、そこまで加熱するかどうか分かりませんが、そこら辺のことも考えないといけないのでは。これは報告会の際の内容でいいと思うのですが、そこら辺も念頭に入れて考えておかなければならないと思います。

○久米啓右委員長 私の意見を述べさせていただきますと、そのような恐れがありますが、すでに議決された案件ですので、賛成されたあるいは反対された、一個人についての意見を聞くというような場ではないと思います。そういう場ではないということで、そういう情報提供することについてのご意見を伺うというかたちをとりたいということで、議会の意思統一はその時点ではしておかなければいけないと思います。

もう一つは議員協議会等で説明したときに、やはりこの委員の皆様方が十分討議されて

その方向で進めるという認識をぜひ持って頂きたいということは重々私のほうからお願いをしておきます。

川上委員。

○川上 命委員 委員会とすれば、ある程度方針が固まったらそのとおりにかんとよ。また議員協議会で場違いなことを言っていたら、委員長の顔も立たない。この会も壊れてくるわれ。やっぱりこの方針が決まった以上は、皆さんに議員協議会のなかで理解してもらわんことにはよ。ちゃんとせなんだから。

○久米啓右委員長 おっしゃるとおりです。

それまでにはどういう方針か、明文化させていただいて、もう一度最終意見をお諮りいたします。

それでは暫時休憩いたします。

再開は11時10分からいたします。

(休憩 午前11時00分)

(再開 午前11時10分)

○久米啓右委員長 再開いたします。

森上委員。

○森上祐治委員 先ほど委員長が求められたのは11月の9月議会が終わって、次の広報紙、11月の広報紙にはいわゆる9月議会の議員個々の態度の公表を試験的に試行というかたちで広報紙に載せるという確認を委員長はされたのけ。

○久米啓右委員長 はい。

森上委員。

○森上祐治委員 私、誤解していて、前半だけ聞いていて、公表については、これは議会改革特別委員会で、全会一致で認めたと。公表していくということで。ただ広報紙については、私も申し上げた、廣内委員も意見申し上げたし、熊田委員も議会報告会でこんなのなら、また余計な質問される可能性があるという心配されていたというなかで、私はまとめましたら公表すると。基本的に公表していくという、態度についての確認だと思ったんよ。ところが今、休み時間に聞いていたら11月の次の広報紙にはもう試験的に載せ

ると。試験的に載せるというのは基本的に反対やとさっき申し上げた。なんでかと。仮に一遍やって市民の反応が悪くてやめたということになったらね、なんでやめたのかという評価が出てくるで。また執行部からなんか横槍が入って、執行にへなっとなつて、議会が方針を変えたのかというようないろんな風評される可能性がある。だから私は、やるんだったら決まってバンとやればいいやないかと。それなら試行というのはやめてほしいわと先ほど申し上げた。だから私その辺の頭で言ったので、先ほど委員長がもしもそういうふうにまとめられたんだったら、今の意見、議論の経過としたら、まとめとしたらちょっと私疑義を感じます。

○久米啓右委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 私もその意見に賛成です。南あわじ市の場合であれば、インターネット中継で公開されていると。他の参考の市に関してはそういうようなやり方をしているのかをちょっと疑問に思いますように、やはり森上委員が言われたようにやるのであれば、継続してずっとやると。やはり試験的にというのは議会内部は分かっても、市民のほうから見ればそういうような見方をしないと。だからやるのであれば、年度当初から継続的にやるとか、そういうような考え方をするほうが、議会だよりとしての編集方針に対しても信頼性の問題で、いろんな問題が起こりにくいのではないかと思います。

○久米啓右委員長 原口委員。

○原口育大委員 私先ほど念押しで試行と申し上げたのは、11月は全部載せるやなということを確認したんであって、載せるということについては、継続してやっていくという前提で、ただ11月は全部載せるという話だったので、それは試行ですねということを確認したのであってね、後はいろいろ意見を聞いた中で、もっと簡略して載せろとかはあるとは思いますが、あくまでも後でインターネットのホームページにちゃんと公表する。それと広報についても継続して載せていくという方向はきっちりと出していったらいいと思います。ただ載せ方の中身については、11月については、全部載せるということを試行しますということを私は受け止めたので、その辺確認ですが、そういうふうに思うのですが。

○久米啓右委員長 川上委員。

○川上 命委員 私の森上委員の意見に賛成であつて、試験的にというのは、もしクレームがいたら調整するとか、訂正するとか、やめるとかということになれば、せっかく議会

改革を何年もかけてやってきて、審議してきてこれだけで終わらんとするね。みなある程度批判ある程度あったら、みな訂正しないといけない。結局何の為に委員会を開いたのかわからんようになってくる。載せるなら載せる。載せないなら載せない。試験的というのはやめとかなんだら、試験ということは世論とか、批判、いろいろ状況を見るということになるから、我々の意見というのは、せっかくこれだけの委員会を開いて決めているのによ。腰砕けになってしまう。

○久米啓右委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 委員長の思いとしては、基本的に公表であると。ただ正確性が担保されるということがやってみないと分からないという部分で、試行という考え方が出されたと思うのですが、その担保するということの難しさというのは僕はあまりないと思うのですが、これまでかなり異論も持っている議員もいたと、そういう議論が分かれるところもあることを前提にして試行的という表現になっているのかなというように、これは思い込みかも分かりませんが、そういう理解をしております。ですから方向性としたら、これまでも前委員長も担保されれば公表だということも表明されていたように思いますので、それぞれの協議会の中で議員の意見を聞きながら方向性を探ればいいと思うのですが、そういう正確性が担保されるということが確認できれば、引き続き公表するという方向性としては間違いはないと思います。

○久米啓右委員長 森上委員。

○森上祐治委員 今までの議会改革のね、議論の中では正確性を担保されなければという話で来ていたのは事実なんです、議員個々の考え方の中には正確性云々というだけではないに、私は最初申し上げたのは議会制民主主義の観点からということを考えて公表というのは、いかななものかという見解を持っている人もいます事実。先ほど熊田副委員長も心配されていたように、議会報告会というのはあくまでも議会の報告であって、議員個々の活動のあれでないと。最近、私もあんまりいい感じを持っていないのですが、全国的に議会オンブズマン云々ということで、一人ひとりの議員の動きについてバーっと出したり、広報されたり、そういう風潮が日本の社会には出てきています。これは悪いことではないのですが、一般市民はそれが何か議会活動の一番の関心事になってしまって、この議案について、誰が賛成反対という。もっと一生懸命地道にやっている議員の活動がそういう投票、いわゆる採決だけで評価されるというのはね、そんな危機感私は若干持っていますし、私の同僚議員もそういう考え方を持っている人もいますのでね、これは慎重に、特に広報に継続して載せていくということについてはね、慎重に判断していただきたいと

いうふうに思います。

○久米啓右委員長 熊田副委員長。

○熊田 司副委員長 僕は委員長が言われていた試行してみるというのは、もちろん継続する、しないも含めて一度やってみて市民等の声を聞いてやるものを思っていましたので、先ほど森上委員が言われたようにやめたらやめたでいろいろ憶測を呼ぶようでしたら、もっと内部で意見を統一してからのほうがいいのかなど。僕は一遍市民からの声というのを聞いてみたいと思いましたのでね、広げることについて。それで試行については賛成したのですが、一旦これをやったらずっとあと続けていくんやということになると、自分の立場というのはまた違ってくるのかなと思いますので、そこら辺は委員長としてはどういう立場だったかというのを11月に試行してみるというのは、原口委員が言われたように、全体を掲げるというのを試行するというのか、その後ずっと続けるんやけど、掲載方法については今後市民からの意見を聞いて検討するのかどうかということ、そこらの認識の違いがあったと思いますので、そこだけこういう方法でやりたいというのを、試行という意味の内容を教えてくださいたいと思うのですが。

○久米啓右委員長 皆さんのご意見の中から一つ絞り込みたいのは試行することについての異論がありました。試行ではなくて、やるなら一気に継続せよというご意見ですが、今の状態では一気にやりきることはできません。というのは、前提としては条例制定が必要になってきます。条例のない今としたら試行というかたちで賛同していただいて実施するという方法しかないわけですね。ところがずっとやってしまえというご意見ですが、そういうことになりますと、条例制定が前提となってきますと、先に枠組みを作ってしまうまいといけないと。ということは、これまでこの委員会で議論してきた条例ありきというかたちになってしまうと。やはりこの南あわじ市議会が実質的にその資質を高めていこうという作業、そういうことをやっていこうと、そういうかたちができる始めて基本条例が制定されるというかたちを踏んできた流れを踏まえれば、やはり試行というかたちをとらなければならないということです。それには先ほどもう一度申しますが、条例制定ありきか、それとも実質の議会改革が先にありきかという原点に戻って考えていただきたいと思います。

柏木委員。

○柏木 剛委員 広報紙に賛否の氏名を公表するかどうかというのは、議会条例に関係ない話だと思うんですよ。そこまで規定するんですか。関係ないと思うんですよ。条例待ってからという話とは全然別問題としたらね、やっていけばいいし、今この委員会、こん

な状況で委員会としての合意は取れていないと思うんですよ。あくまで試行するのは、賛否の技術的な問題だけを9月議会で確認して、それを広報紙の載せるのかどうか、紙面公表について手段を検討するのはね、そこまで急がなくてもいいんじゃないかと私は思うんですけどね。ちょっと無理があるというように思います。

○久米啓右委員長　　柏木委員ちょっと待ってくださいね。まず今は試行をやめて一気にやってしまえという私の考えを述べておるので、それに対する意見を伺いたいと思います。
川上委員。

○川上 命委員　　試行と言って、それをやるということは、その次もそれでやるという考え方でなければよ、もう出しよるんやさかいよ。それでこの委員会の委員長の本音は公開しますよということでもいいんじゃないですか。

○久米啓右委員長　　もうそれは私も当然そういうことをこれまでも述べておりますし、基本条例制定後は、その条例に沿って、公開するという線は崩していません。
ただ試行についてはやめろという意見がありましたので、それについての私の考えを述べてたということで、それに対してまたご意見があればお聞きしたいのですが。
柏木委員。

○柏木 剛委員　　それに対する意見は、私は広報に載せるのはちょっと早いと。試行とはいえね。試行はあくまでも技術的な確認に留めておくべきだと。個人的には氏名公表については、方向としてはもちろん賛成です。ただし今の時点でこれをやるということは、まだ一足飛び過ぎる、無理があると。それはいろいろと掲載方法についていろいろ方法論もあるし、それらを踏まえながらやらないと。ちょっと一遍に、少なくともこの委員会ではまったく合意が取れていないと思うんですよ。だからそれは無理があると思うので、今、広報に載せるという、紙面に公表するというのはちょっと早いと思います。

○久米啓右委員長　　私の考え方は一つのセットですから、対応の公表は広報紙に掲載して、議会報告会まで実施するという一つのセットにしていますということをお述べましたので、広報紙に載せないということの考え方は試行もないということなんです。
廣内委員。

○廣内孝次委員　　広報でアンケートを取る予定がありますよね。その中で一度取って、市民の意見を汲んだ上で、その載せる載せない、試験的にやるやらないを検討していったらどうですか。

あれは何月でしたっけ。

○久米啓右委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 あれ今回出しますけども、賛否の公表については、出していないです。問いかけはしていないです。意見として出してくれたら別ですが。

○久米啓右委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 行ったり来たりの議論はつらいのですが、委員長の提案で思い違いとか、勘違いということで戻られるとつらいところがあるのですがね、進め方としてね。あれだけはっきりと委員長が言っていた話であって、正確性の担保というのがこれまでずっと焦点になってきたと。委員長報告でもそれができるならば、やはりやっていきたいということは繰り返し表明されていることだったと思うんです。そういう積み重ねをやっていた議論なので、委員長が提案した方向で進むのが議会の議論のルールとしてはそれがルールだというふうに理解していますので、行きつ戻りつの議論は必要な時があるのですが、また蒸し返すようなことはちょっとどうかなという思いはしておりますが。試行的なことで、結果どうであるかということについて、ここの委員会として、全体としてね、できれば理解をしてくということ、皆さんの考えをそろえて頂ければなど。これは私の思いですが。

○久米啓右委員長 森上委員。

○森上祐治委員 今、蛭子委員言われたように、私も休憩挟んでね、無理な、一応委員長が求められた後で、私自身の解釈の違いで、ちょっと意見を述べさせて頂いて、それを取り上げて頂いたということについては委員長に感謝したいと思うのですが、今のこういう一人ひとりの意見を聞いていますと、やはりそれぞれ思いが、かなり温度差があるなという印象を持ちました。できましたら11月に公表すると。これは報告会とセットにしてと委員長おっしゃっていたけども、それは直接的には、別に関連づけなくてもいいことだと思いますので、今回は議会改革特別委員会としては、公表については、一応、確実性の問題がクリアできたから基本的な公表をしてくということ、意見をまとめるということ、意見をまとめるということ、止めて頂いて、これから具体的な公表の在り方について、インターネットとか広報とか、今後の一つの議論に載せていくということ、まとめていただければありがたいと思うのですが。

○久米啓右委員長　　はっきり申し上げますが、スタートは5月12日にそこまで私の意見を述べています。その時点から論議いただくというのが基本であり、やっとまとまった広報委員会の委員長の考えを今振り返すというのは、今までどういう議論に参加されたんですか。

森上委員。

○森上祐治委員　　委員長に就任されて冒頭に自分の意見をおっしゃった、それは述べられていいことですが、我々委員としたら、原口前委員長が12月議会で中間報告された。報告された。あの時点では確実性がまだ担保されていないので時期尚早であるというような報告をされているんよね。一般の議員としたら、まだ先の話だなというような認識のなかで議会改革特別委員会の中で新しい委員長がこう言われた。けどもその辺については、どうかなど。ただ確実性だけではなく、いろんなこの問題については、いろんな背景にはあるということで我々進めてきよるんやけどね。

5月12日、委員長が直接言っているから、そのときになんぼ言って、議論なしだったと、そういう進め方をされたら困るんですよ。だからさっきも言っていたように、一旦休憩をとって、同じ日ですのでね、取り上げて頂いたということについては私は感謝申し上げます。

○久米啓右委員長　　しかし工程表の提示もさせていただきましたし。

川上委員。

○川上 命委員　　5月に、どう委員長が説明したんですか。委員長が就任したときに、私は出席していなかったのだからわからない。

○久米啓右委員長　　私が申し上げたのは、議会基本条例を来年6月議会上程したい。つまり5月までに議会基本条例案を作成すると。それと、それまでにやはりやるべきことがあるので、議案に対する議員の対応の公表については、9月議会の対応を11月の広報に公表し、議会報告会を11月に開催し、市民の意見を聞きたいと。

それともう一つは委員会の在り方について、委員会討議、あるいは通告制についての議論を9月の議会でできれば進めたいが、それは準備でき次第にやりたいという方針を申し上げ、5月12日に。

6月29日には工程表まで提示させていただいて、今回の今日の議論の終結をみたと思っていたのですが、まだどうもそうではないようであるんですが。

それは一貫して、5月12日から3回目なんですけど、そういうことはずっと申し上げてきました。

柏木委員。

○柏木 剛委員 委員長がそういう思いだったのは分かりましたけどね、私は公表まではまだまだ、ひと議論があるなど思っていました。これは正直な話です。だから必ずしも技術的な方法と、公表はセットであるとは思っていませんでした。

もう一つね、公表は時代の流れである、氏名公表は、についての話はね、前回までの委員会で技術的な確認という問題はあったにしても、公表するかどうかについては、すべきであるというような方向で出てなかったように私は認識しているのですけどね。そこはもう少しみんなて話をすべきだと。

○久米啓右委員長 議論継続でいいと思ったのですが、蛭子委員からは議論出尽くしたのではないかという意見がありましたので、議論を集結しますということで、私のまとめをしたんですが。そういう状況です。ですから議論があるのでしたら、協議継続でいいと思うのです、私は。

柏木委員。

○柏木 剛委員 私は私の意見を改めて言わせてもらおうと、9月議会では技術的な確認に留めて、賛否公表の技術的な確認に留めて、公表はもう少し方法論を考えたいとやったらいいのではないかと、そこまで一足飛びでやらなくてもいいのではないかとこの意見です。

○久米啓右委員長 他にご意見。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 委員長調査報告が出ていて、その中でこれも何回もこの一文というのは出てくるのですが、正確さの担保というのが必要であると。必須条件であると。それが担保できていない現状では公表しないこととなったが、公表すべきであるという少数意見もあり、引き続き公表に向け検討されたいと。これを読めばですね、正確さが担保できない現状では、あかんけれども、それが担保できるのであれば良とするべきであるというのが通常解釈だと思うのですけどね。こういう議会議論というのは積み重ねであるべきだと思いますので、取りまとめをして、それぞれ公表ということについてはいいという意見であったと思うんです。そのやり方なり、方法なりということで意見が分かれるという話だったのですが、委員長は一貫して広報でと言っていたわけで、その議論の積み重なっていかぬような議会改革の議論というのはこれはなんだろうなという、非常に矛盾充ちた会だなという印象を持っていますので。

だから、委員長がまとめた内容に対して、それこそまだ試行があると思いますので、やってみての結果について、委員会として責任を持つという腹をくくって頂かないと、これも副委員長からも委員長、副委員長で、もうちょっと話が詰まっているのかなと思っていたのですが、詰まっていないというのも、ちょっと何とも運営の方法として、それぞれの立場から少し残念な思いをしております。

○久米啓右委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 私は方向に対して、反対はしていません。ただ時期的にみてね、一足飛びしなくても、まず9月議会で技術的な方法の確認をして、その後、公表の方向に向け、もう少し方法を考えてからやるべきかなど。そういう意見を言っています。ですから方向を否定しているのではない、今までの議論を否定しているようなことはないです。

○久米啓右委員長 日程が非常にタイトということを前回柏木委員言われたと思うんですね。ですから私としては9月、そして11月広報という日程は最低限譲れないのではないかと気がしております。

森上委員。

○森上祐治委員 先ほど蛭子委員から行きつ戻りつみたいなおっしゃっていただきましたけどもね、基本的にはこの議会改革の議論は前回までの議論を踏まえて、今議論しているんですよ。公表をどうするかと。基本的に公表をどうするかと。いわゆる正確性が担保されないから時期尚早であるというのは、前委員長も12月議会での報告でした。それを受けて新しく議会改革委員会がスタートしたのですが、現に、今の時点で、正確性についてはクリアできるから公表しよう、していこうよというのは、これはまとめるというのは何も問題はないし、我々も基本的に賛成しているんですが、ただ11月の広報で全部報告していくというのは、ちょっと慎重で、またいろいろ議論も必要ではないかというのが広報委員長のご見解であるし、私も同じような考えを持っているのですが、その辺を踏まえて委員長も話、今までの議論をまとめて頂ければと思います。

○久米啓右委員長 基本は議会報告会の開催です。

6月議会上程の可決を目指すならば、実証を重ねておかないと、条例案の作成にかなりの日数が必要だと思います。そうすると12月議会の2月発行の広報掲載ではとても間に合わない。ということで、5月12日時点で9月、11月の議会報告会という線を出したのです。ですから日程的には、後に譲ると基本条例の上程も後に譲るというかたちが想定されます。

森上委員。

○森上祐治委員 その辺の説明がもう一つ私理解できないというか、納得できないのですがね。今の改革の動き、来年の6月を目途に動いていると。これは皆、共通理解していますよ。その問題と11月の広報紙に公表したものを全部載せるんやと。その必然性というのはどうしても私は理解できない。別に載せなくても、今の議論を中間報告なり、秋の広報紙に今、議会はこんな動きでやっていますということを報告したらいいことであって、何も全員の態度を公表しないと議会改革は進んでいない。市民は誰もそんなことを思っていないと思いますよ。議員同士もそんなことを思っていない。12月の報告の時点で再スタートしたんですから、その延長線上で最終的には基本条例を作っていくように頑張っているんやという見方をされていますわ。広報で公表云々というのは、何も私の周りでは少なくとも秋までに、そんなんというのは一切出てきていない。だから別に今日の時点では、公表しようというのは一步前進ですよ。後の具体的なことはこれから考えたらいいと私は思うんですがね。

○久米啓右委員長 中身の議会基本条例というのが前委員長の方針ですし、この委員会の考え方であるということをお考えますと、条例制定前には実績を積んでおくというのが大前提だと考えております。基本条例と公表と一つのものと考えておかなければ、今までの議会改革の委員会の理念からずれていくと思うのですが。

森上委員。

○森上祐治委員 再々私も言いたくないけどね、その公表が、議会改革の全体の動きとどんな位置付けをされているのかと。もっと議会改革というのは全体的な動きなんですよ。広報というのは一部分。これは広報しないから議会改革が大きく前進しないと私は思わない。私の考え方は基本的にはそう。全国的に市民サービスで一人ひとりの議員の採決の時、態度を公表してやる。インターネットしよる。これは前向きでいいことや。別に広報紙に載せないからと言って、前進してないと私は一切思わないし、私はもっと他に委員長が先ほどおっしゃった、議会改革の委員会以降ですね、部分的にはいろんな観点で議会は前進したと思いますよ。それは無駄になっていない。だからどうしても秋のあれとは私は整合性を感じない。

○久米啓右委員長 原口委員。

○原口育大委員 委員長経験者としては、議論が行きつ戻りつというのはいいことでもあるのですが、工程上はしっかりと前に進めたいという思いはあります。

その中で折衷案というわけでもないですけども、私思うのは、今食い違っているのは、広報紙載せるところで食い違っていますので、例えば柏木委員が言われたように技術的な部分がまず計上すると、それで一つの表ができあがると思うので、それが今度、議会報告会であれば、議会報告会に持って行って、広報と一緒に示して、今、議会だよりに載せるかどうかというのも一つの大きなハードルというか、一つのテーマなので、それも含めて議会報告会のなかで意見を伺うような、ちょっと委員長が思われているのとは半歩後退しますが、そういうものを今回の俎上の載せるというふうな考え方で議会報告会につなげていくというのも一つの案かなと思っています。あんまりここで揉めるのであればね。ただ基本的には載せるべきだと思います。ただ載せ方については先ほど言っているように、編集の都合というのは相当考えて頂かないと、必ず全部載せなければならないということではないというのは、ずっと言っているとおりです。

○久米啓右委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いいことはどんどんやるというのが改革でなければいけないというのは分かっているのに、なぜ躊躇するのかなあということがちょっと理解できない分なんです。議会広報というのは一番、インターネットで流せばいいということなんですが、これは見られる方というのは限られてくるし、手近にあって、いつでも見られるというのが広報紙だと思うので、身近なより身近な存在になるためには、広報に載せるということが基本になると思います。基本はいいことはどんどん前に向かって進んでいくという、委員長の姿勢は評価したいし、応援したいと、支持をしたいと思います。

○久米啓右委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 今、次長に見て貰っていますが、議会基本条例を制定しないといけないターゲットと期限が決まっていると。それと必ずしもそこに議員の議案に対する態度氏名公表までを議会基本条例ではそうはうたっていないと思うんですよ。それとは関係ない部分だと思うんですよ。それまでにこれを実績挙げて公表しないといけないという必ずしも結びつけなくても、このスケジュールを守る上ではね。この9月議会なにがなんでもやって、公表してこれで始めて条例ができるんだという言い方は、私はいいのではないかと思うんですがね。

○久米啓右委員長 私に意見を求められたんですね。

議会基本条例の柱としては、議会報告会の開催、議員の対応の公表、今言われたことですね。それは必ず盛り込むものと認識しておりますし、前委員長もその報告であったと思

います。

原口委員。

○原口育大委員 事務局に確認したいのですが、基本条例に載っていないと公表できないと言ってた分は、基本条例に載っていないと公表できないという意味ではないと僕は思っているのですがね。それは勘違いですかね。縛りをかけないと公表できないという話ではないと思うのですが、掲載することについて、必要な措置はありますか。

○久米啓右委員長 議会事務局次長。

○議会事務局次長（阿閉裕美） 先ほども言いましたように、基本条例に制定しておけば、ずっと継続的にいちいち議員協議会で皆様方に確認するかそういうのをなしに、掲載はできるのかなと思います。

載せないのです場合は、それぞれの方について、議員協議会なりで、どのようなかたちで皆さんの賛同というか、承認を得るかということになると思うのですが、いちいち毎回議会だより発行前に、本会議前にこの採決を議会だよりに載せることに異議がないかという問い方をするのか、もう議員協議会で今後ずっと議会だよりに賛否の公表をしていてもいいのかどうかというふうな問いかけをするというような方法もありますし、何も確認もしないで黙って載せるっていうことはできないのかなというように、条例制定がない場合はと思います。

○久米啓右委員長 原口委員。

○原口育大委員 だから条例制定で基本条例に載せないと、載せられないということではないというわけですね。例えば議員協議会で合意したら、その回は出せると。しかしそれを定例化するためには、例えば会議規則とか、何か知らないですが、規則か何かに定めておけば条例に定めなくても継続的に載せることはできるんですよ。

○久米啓右委員長 議会事務局次長。

○議会事務局次長（阿閉裕美） 基本的にはそういう話になってこようかと思います。ただ会議規則というのはあくまでも会議を進行していくうえの決めごとなんです。賛否を公表する、しないというのは会議規則とは違う部分での話になってくるのかなと思います。ですから会議規則のほうはどのような形で賛否を採る、起立であったり、記名投票であったりの会議を進めていく上での手順を定めたものということになろうかと思います。

○久米啓右委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら申し合わせしておいたらいいのですか。前提に条例を作らないと公表できないという認識ではなしにですね、公表するためにはどうすればできるのかということであったと思うんですよ。だから一気に基本条例にそれがうたわれなかったら、公表できないという認識を与えてしまうと、ちょっと先走りすぎると違うかというような批判が出るのかなというように受け止めたので、あくまでも委員長が言われた試行については、僕も基本的には条例に載せる載せないは別にして、広報に載せていけるようにしないといけないと思っています。でもその方法としては、基本条例に載せないといけないというのではなくて、まず載せる方法を、いろいろ考える中では、ちょっと今、半歩後退と言いましたが、例えば技術的な担保された資料を持って、一度議会報告会等でたぶん住民の皆さんも感心が高いことですので、いろいろ意見を聞きながら方向としてはその提案していく方向で、載つける方向でいけるのではないかと思うのですが、ちょっと今までの議論から後退した部分がありますので、どうかと思っています。ちょっと議論が揉めているので、そういうふうなことも思い浮かべているというふうな状況です。基本的には工程表に従って、ぜひやって貰えたらと思います。

○久米啓右委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いろいろと議論が元に戻ったのか、戻らないのか。今日の出発時点まで戻ったような印象もあるのですが、一度冷静に、頭を冷やしてみる時間もいるのかなと思いますので。どうでしょうか他にやることもあるのではないのでしょうか。

○久米啓右委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 基本条例、氏名公表とは必ずリンクしないという意味でいったら、ちょうど今、事務局に調べて貰ったんですが、会津若松市は広報紙に態度を公表しています。松本市はしていないと。会津若松市のやっているのを見ると4議案だけ。要するに賛否が分かれたものだけやっている。だから蛭子委員が言われたように全部、ドーンとベターっと出せばいいのではないかというのが私の意見なんです。そこについてはね、もう少し方法論を考えたいうえで、あるいは掲載するかしないかも含めて、するとしても方法論があると思うので、そこの時間があってもいいのではないかというのが私の見解です。

○久米啓右委員長 議会事務局次長。

○議会事務局次長（阿閉裕美） 先ほどの条例にという続きであれなんですが、会議規則でそういうことを載せているところがひょっとしたらあるかもしれませんが、そういうかたちだと思います。あとどういう方法があるのかと言えば、南あわじ市議会の運営基準というふうな申し合わせがあります。そういうふうなところに載せておいてという方法もありますし、議会運営に関する申し合わせという部分もありますので、それはちょっとまた別の話になってきますけども、運営基準等に規定をして、継続的にというふうな方法も、それは議員さん方全員、承認いただければ方法もあろうかと思います。

○久米啓右委員長 条例制定せずに試行したいというのが基本的な考え方です。ですからシンプルにやりたいということです。ですから6月制定の準備段階はその時点で一度やっておきたいという前提ですが、正確性が担保されるというテクニカルなものも提示されてそれも確認できましたので、基本的には11月の議会報告会にあわせて広報の発行をお願いしたいというのは一貫した考えですが、この点についてはもう少し協議するというところで、進めたいと思います。委員会の在り方については今回討議できませんが、試行実施（賛否の公表）については引き続き協議ということでよろしいでしょうか。

その他でご意見ございませんか。

川上委員。

○川上 命委員 事務局に聞くんですが、議会改革基本条例とかいろいろ市民目線とかいろいろ言われてますが、今の議会に忠告したいのが、正式な議会活動の場合は出席があるのですが、普通、招待するときにはわりかた議員さんが、市民のそういった会合に出席しないと言われている。この間も消防の操法があったときに、今日の議員さんは全員来てくれて最後までおってくれたと。なかには議員さんが大方おらん場合もあると。そういったなかで、こういった議会改革として、市民の目線とか、市民と何とかということ言うなかで、そういった批判がこの頃多いわけ。事務局聞くでしょ。普通の海開きとか、いろんななかで、地元の行事やさかい、正式が議会活動ではないさかい出席しないとしている人が多いのではないか。これはこの前も消防のなかで出たわけよ。今日の議員さんはよくできるとかほめられて、出席していたらほめられたんや。そういったことが今の南あわじ市は全然できていないということや。ほやさかい、いろんなことを議会改革、議会改革、レベルの高いことを言いよる割に、来ないということは、ということは大分気をつけておかなければ、いろんなことがな、批判されているさかい。そういったことも合わせて考えて、市民と接触しなければならぬとな。

事務局もそんなとき気をつけてくれるか。通知出しても非公式の場合があるでしょ。参加するにしてもしなくても、そんなときはしない人が多いわな。議会と市民との交流とか

言いよるようななかで、進んでそういったことにせつかくの機会、これから努めていかなければ。

それとさっき言ってたけども、議員定数のことをこの議会改革の中で審議してもらおうと思ったけども、これは出てくるわけよな。それならよろしい。それだけです。

○久米啓右委員長 それでは先進地の視察について、熊田副委員長から報告をお願いします。
ます。

熊田副委員長。

○熊田 司副委員長 先進地の視察についてですが、今のところ案としてですが、長野県の松本市と塩尻市、この2か所を視察したいと。日程的には8月の18日、19日を予定しております。18日の午後に塩尻市のほうを視察させていただきまして、19日、松本市の関係で午後になるのですが、松本市のほうを視察して、それでこちらに帰ってくる。こういう状況で今のところ、案を進めています。

これについて何かございませんか。

(「ございません」と呼ぶ者あり)

○熊田 司副委員長 ご覧ですか。
これであと、詳細について詰めさせていただいてよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○熊田 司副委員長 そういう方向でさせていただきます。

○久米啓右委員長 それでは次回の開催日案ですが、7月14日の午後です。午前に広報広聴特別委員会があります。開会13時でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○久米啓右委員長 13時から16時まで。そのときには今日議論させていただいている内容についてもう少し議論を深めていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。
最後に熊田副委員長から閉会の挨拶をお願いします。

○熊田 司副委員長 本日は午前9時からという委員会でしたが、3時間皆様方からの

いろんな真剣な討議で終了できました。

以上をもちまして終了します。

本日はありがとうございました。

(閉会 午後 0時00分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成23年 7月 6日

議会改革特別委員会

委員長 久米 啓 右